

※料金の記載のないものは無料

新型コロナワクチン
小児接種を実施中です



5歳～11歳を対象とした新型コロナワクチン接種を実施しています。詳しくは市ホームページをご確認ください▶



☎新型コロナワクチンコールセンター
Tel 56-6066

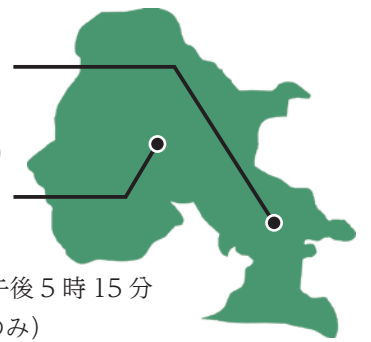
☎石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)
〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

☎八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)
〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☽～☾ 午前8時30分～午後5時15分
※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



くらし・手続き

危険ブロック塀などの
撤去にご協力ください



▼地震災害時の倒壊による人命などへの被害防止を目的とした、危険ブロック塀などの撤去補助を行っています。

補助対象／小中学校の通学路、緊急輸送道路もしくは避難路に面し、道路面からの高さが80cmを越える組積造、または補強コンクリート造で倒壊の危険性が認められる塀の撤去工事
※受給者本人や、撤去工事を行う業者に対する条件などもあります。
※すでに工事に着手している場合は対象外です。
補助額／次の①②いずれか低い額(上限10万円)
①危険ブロック塀などの撤去費用の3分の2
②撤去する危険ブロック塀などの面積1㎡あたり1万

円を乗じた額

申込方法／事前相談依頼書に

必要事項を記入の上、関係書類を添えて申し込み

※詳しくはお問い合わせまたは市ホームページをご確認ください▼



☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

空家バンクに
登録しませんか？

▼空家バンクは、空家を売りたい・貸したいと考える所有者と、買いたい・借りたいと考える利用希望者の橋渡しをする制度です。

地域の活性化と定住促進のため、物件の登録を募集しています。使用する予定のない空家をお持ちの人は、お気軽にご相談ください。また、親戚やお知り合いなど、空家を所有している人へ空家バンクの活用をお勧めください。

※空家の状況によっては、登録できない場合があります。

☎建築住宅指導課

Tel 23・5526

国民年金保険料の
納付に困ったら…

免除・猶予申請

7月～受付開始

(学生納付特例は4月～)
令和4年度の国民年金保険料は月額1万6590円です。経済的な理由などで保険料の納付が難しい場合、納付が免除・猶予となる制度をご利用ください。

- ・一部免除制度
- ・猶予制度(納付猶予制度・学生納付特例制度)
- ・臨時特例措置(新型コロナウイルス感染症の影響による納付免除・猶予・学生納付特例)

※申請は原則毎年必要です。詳しくはお問い合わせまたは日本年金機構ホームページでご確認ください▼



☎日本年金機構

Tel 0570・003・004

※050から始まる電話でかける場合

Tel 03・6630・2525

広告掲載欄

広告掲載欄

※※掲載している情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

くらし・手続き

募 集

講座・教室

相 談

おしらせ

健 康

イベント・催し

8月1日から切り替わります

☎ 保険年金課

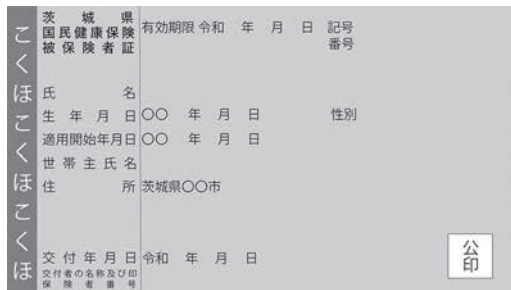
Tel. 23-5557 (国保)

Tel. 23-7318 (後期)

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証

▼国民健康保険被保険者証

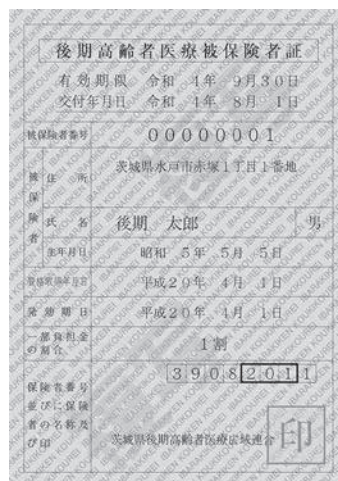
(70～74歳は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」)



背面がセピア色になります

(令和4年7月31日までは緑色)

▼後期高齢者医療被保険者証



背面が紫色になります

(令和4年7月31日までは緑色)

保険証は簡易書留で送付します。不在票が投函されていた場合、7月31日回までは不在票に記載の番号へ、8月以降は保険年金課へお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証等

①国民健康保険

8月以降の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が必要な場合は、あらかじめ申請が必要です。8月以降の受付は7月19日☎から開始します。

申請に必要なもの: 被保険者証、個人番号のわかるもの、本人確認書類、収入のわかるもの(世帯中に令和3年中の所得未申告者がいる場合)、入院日数のわかるもの(区分「低Ⅱ」・「オ」の人で90日以上入院した場合)

②後期高齢者医療保険

「標準負担額減額認定証」の交付を受けており、8月から引き続き該当する人には、新しい「減額認定証」を被保険者証に同封して送付します。新規で交付を希望する場合、申請が必要です。

納税(納入)通知書

①国民健康保険

7月下旬に「保険税納税通知書」で送付します。

②後期高齢者医療保険

普通徴収(納付書または口座振替で納付)の人…7月中旬に「保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。

特別徴収(年金天引き)の人…8月上旬に「保険料額決定通知書」を送付します。

※特別徴収の人は、口座振替に変更することができます。ただし、納付書払いに変更することはできません。希望する人は、金融機関と市役所の両方で手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

広告掲載欄